

## 「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者」技能講習のご案内

鹿児島労働局長登録教習機関	
事務所の名称	建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
事務所の所在地	〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10
電話等	[電話] 099-257-9211 [FAX] 099-257-9214
登録番号	2-11
登録年月日	平成21年3月31日
登録更新年月日	平成31年3月31日
登録の有効期間満了日	平成36年3月30日

## 1 受講資格

地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者に限ります。

なお、この講習は、「地山の掘削又は土止め支保工作業主任者のいずれかを取得している者を対象とした講習時間の一部を免除する特例講習」及び「建設機械施工技術検定に合格した者に対する特例講習」ではありません。

## 2 講習年月日、会場

別掲の【令和5年度 技能講習・安全衛生教育等実施予定表】のとおり

## 3 講習の開始及び終了時刻（途中休憩を含む）

- \* 受付は、講習開始時刻の30分前から行います。
- \* 講習の開始時刻に遅刻しないようお願いします。
- \* 都合により、開始及び終了時刻を変更する場合があります。

	講習開始時刻		講習終了時刻
1日目	9:00		17:00
2日目	9:00		16:30
3日目	全科目受講者	9:00	
	科目一部	A	10:30
	免除者	B	13:00
			15:50

## 4 講習科目・時間割等

別表（末尾）のとおり。

なお、講習科目の順序は、講師の都合により変更する場合があります。

## 5 科目の一部免除

- \* 別表（末尾）中の「○」は受講が必要な科目、「×」は科目免除者の受講が不要な科目です。

A 第1日目の「作業の方法に関する知識（地山の掘削）」、第2日目の「作業の方法に関する知識（土止め支保工）」、「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」及び第3日目の「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」の科目免除者は、次のいずれかに該当する方で

す。

- ① 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する「土木施工管理技術検定」に合格した者
- ② 職業能力開発促進法施行規則別表第2の「建築施工系鉄筋コンクリート施工科」、「土木系土木施工科」又は「土木系さく井科」の訓練を修了した者
- ③ 改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第3の「建設科」、「土木科」又は「さく井科」の訓練を修了した者
- ④ 53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第2の「建設科」、「土木科」若しくは「さく井科」の訓練の例により行われる訓練を修了した者
- ⑤ 53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第2の「建設科」、「土木科」若しくは「さく井科」の訓練を修了した者

B 第3日目の「関係法令」以外の科目免除者は、次に該当する方です。

- ① 職業能力開発促進法施行規則別表第11の「建設科」、「土木科」又は「さく井科」に係る職業訓練指導員免許を受けた者

## 6 受講料（1人当たり）及びテキスト代（1冊当たり）

別掲の【令和5年度 技能講習等受講料・テキスト代】の「税込額」のとおり。

- ・ 建災防鹿児島県支部会員事業場の受講者については、テキスト代を建設業労働災害防止協会鹿児島県支部が負担しますので、受講料のみとなります。

## 7 申込み、受講料及びテキスト代の納付方法

（申請書に記載された個人情報、本講習の目的以外に使用することはありません。）

- ・ 申込書には、申込者の本人確認等のため、自動車運転免許証等の写しを添付してください。
- ・ 納付された受講料、テキスト代は、原則としてお返しできませんので、ご承知おきください。

### (1) 「鹿児島県建設センター」会場での受講希望者

- ① 受講申込書に必要事項を記入のうえ、郵送により受講希望日の6週間前から3週間前までに「建設業労働災害防止協会鹿児島県支部」（下記7の(1)）にお申込みください。  
なお、宛先を書き所要の切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ② 受講料、テキスト代は、講習を開催することになった時点で、別途送付する請求書に基づき当方の口座に入金してください。

### (2) 上記会場以外での受講希望者

- ① 開催会場の当該支部会員事業場の受講希望者  
受講申込書に必要事項を記入のうえ、受講料、テキスト代を添え、郵送（現金書留）等により、受講希望日の1ヶ月前から2週間前までに、講習実施会場の申込先（下記8(2)～(5)のいずれか）にお申込みください。
- ② 当該支部会員（下記7(2)～(5)のいずれか）でない事業場の受講希望者  
建設業労働災害防止協会鹿児島県支部（099-257-9211）に問い合わせのうえ、受講可能であれば上記(1)の手続きに従ってお申込みください。

## 8 申込み（問合わせ）先

- (1) 「鹿児島県建設センター」会場での受講希望者  
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部

( 〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211 F A X 099-257-9214 )

**= 以下は、当該支部会員に限っての申込み（問い合わせ）先です！ =**

- (2) 令和5年6月14～16日の「栗野建設会館（または「丸岡会館）」会場での受講希望者  
鹿児島県建設業協会 栗野支部 （建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 栗野分会）  
( 〒899-6207 始良郡湧水町米永476 電話 0995-74-2221 )
- (3) 令和5年6月28～30日の「始良郡建設会館」会場での受講希望者  
鹿児島県建設業協会 加治木支部 （建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 加治木分会）  
( 〒899-5212 始良市加治木町諏訪町20 電話 0995-63-3044 )
- (4) 令和5年9月4～6日の「奄美建設会館」会場での受講希望者  
鹿児島県建設業協会 奄美支部 （建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 奄美分会）  
( 〒894-0006 奄美市名瀬小浜町20-3 電話 0997-52-0846 )
- (5) 令和5年9月20～22日の「曾於建設会館」会場での受講希望者  
鹿児島県建設業協会 曾於支部 （建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 曾於分会）  
( 〒899-8102 曾於市大隅町岩川5662 電話 099-482-0126 )

## 9 募集定員

- ・ 定員は100名以内となっています。（会場等の都合でこれ以下にする場合もあります。）
- ・ 申込みの受付順で定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。
- ・ 申込みが30名に満たない場合、あるいはその他やむをえない事由により、開催時期の変更、または取り止める場合がありますので、ご承知置きください。

## 10 修了証の交付

所定の科目、時間を全て受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を交付します。

### 【 講習科目・時間割等 】

日 程	講 習 科 目	講 師	講習時間	全科目	科目一部免除者	
					A	B
1日目	(1) 作業の方法に関する知識 (地山の掘削)	当支部 専属 講師	6.5時間	○	×	×
2日目	(1) 作業の方法に関する知識 (土止め支保工)		4時間	○	×	×
	(2) 工事用設備、機械、器具、 作業環境等に関する知識		2時間	○	×	×
3日目	(1) 工事用設備、機械、器具、 作業環境等に関する知識		1.5時間	○	×	×
	(2) 作業者に対する教育等に 関する知識		1.5時間	○	○	×
	(3) 関係法令		1.5時間	○	○	○
	(4) 修了試験		1時間	○	○	○
合計時間			18時間	18時間	4時間	2.5時間